

原議保存期間30年
(平成47年12月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁運発第5号
平成17年1月11日
警察庁交通局運転免許課長

運転免許技能試験に係る採点基準の運用の一部改正について

この度、「運転免許技能試験実施基準の制定について」(平成14年5月13日付け警察庁丙発第19号)の一部が改正されたことに伴い「運転免許技能試験に係る採点基準の運用について」(平成11年11月1日付け警察丁丙発第100号)を下記のとおり一部改正し、平成17年6月1日から実施することとしたので、部内職員のほか、指定自動車教習所の検定員等に対して事前に十分な教養を行い、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 別添1 減点適用基準の改正

- (1) 運転姿勢不良[二輪姿勢]の欄中の「3 足先の向き又はステップバーへの足のかけ方が常時不適切なとき。〔足〕」を「3 足先の向き又はステップバー~~一~~への足のかけ方が常時不適切なとき。〔足〕」に、「5 前輪ブレーキレバーを常時2本以下の指で操作しているとき。〔指〕」を「5 前・後輪ブレーキレバーを常時2本以下の指で操作しているとき。〔指〕」に、「8 波状路コースを立ち姿勢を保たないで走行したとき。〔立ち姿勢〕」を「8 波状路コースを立ち姿勢〔AT二輪車は着座姿勢〕を保たないで走行したとき。〔立ち姿勢・AT着座姿勢〕」に改める。
- (2) 制動操作不良[ブレーキ]の欄中「1 道路及び交通の状況に応じ、制動の必要が予測される状況(法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場合を含む。)にもかかわらず、ブレーキペダルに足を移して制動の構えをしない場合〔構〕」を「1 道路及び交通の状況に応じ、制動の必要が予測される状況(法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場合を含む。)にもかかわらず、ブレーキペダルに足を移して制動の構えをしない場合〔AT二輪車では、ブレーキレバーに指を掛けて制動の構えをしない場合〕〔構〕」に、「5 二輪車で、ブレーキペダル側の足で車体を支えながら発進した場合又は停止時に、ブレーキペダル側の足で車体を支えた場合〔支〕」を「5 二輪車で、ブレーキペ

ダル側の足で車体を支えた場合(AT二輪車を除く。) [支]」に改める。

(3) ふらつき [小] の欄中「 2 (3) 直線狭路台を走行中に、ステップバーから足を離したとき。」を「 2 (3) 直線狭路台を走行中に、ステップバー等から足を離したとき。」に改める。

2 その他

この通達による改正後の「別添 1 」を添付するので、執務の参考とされたい。

別添1 減点適用基準

注1〔 〕は、別添2-1、2-2技能試験成績表(例示)に用いる略称を示す。

注2()は、道路交通法の条項を示す。

注3減点数欄の 印は、第8の1の(2)の「採点方法」にいう特別減点細目を示す。

注4減点数欄の「危」は、第10の1の「危険行為等」の略称を示す。

減点細目	減点数		適用事項	備考
	路上	場内		
安全措置不適 〔 〕	5	5	安全措置をしない次の場合 1 四輪車について (1) 運転席のドアを完全に閉めないとき。〔ド〕 (2) 発進時、バックミラーが合っているかどうかを確認しないとき。〔鏡〕 (3) ギアが入ったままクラッチを切らないで、エンジンを始動したとき。〔ギ〕 (4) ハンド(駐車)ブレーキを戻さないとき。〔手B〕 (5) オートマチック車(以下「AT車」という。)で、フットブレーキ又はハンド(駐車)ブレーキを用いずにエンジンを始動しようとしたとき。〔B〕 (6) AT車で、停止中にフットブレーキ又はハンド(駐車)ブレーキを用いずにチェンジレバーを操作したとき。〔A変速〕 (7) 大型特殊自動車(以下「大特車」という。)を走行状態にする場合に、作業機具を地上からおおむね0.5メートル上げないとき。〔機具〕	この細目については、発進又は始動しようとした場合に適用し、注意を与える
	10	10	(8) シートベルトを着用しないとき。〔帯〕	
	-	5	2 二輪車について (1) 発進時、バックミラーが合っているかどうかを確認しないとき。〔鏡〕 (2) サイドスタンドを戻さないとき。〔スタンド〕 (3) ギアが入ったままクラッチを切らないでエンジンを始動したとき。〔ギ〕	
運転姿勢不良	[四輪姿勢]	5	5	この細目の適用は、各号について1回とする。
	[二輪姿勢]	-	10	
			四輪車の運転中、正しい姿勢をとらない次の場合 1 シートの調節をしないため又はシート調節が不適切なため、不自然な姿勢のとき。〔座〕 2 ハンドルに正対していないとき。〔正対〕 3 直進中に、ハンドルの下側だけを又は片手でハンドルを保持しているとき。〔保持〕 4 カーブのたびに両腕を交差したままハンドルを保持しているとき。〔腕〕 5 ハンドル操作のたびに上体を著しく横に傾けるとき。〔上体〕 6 ブレーキペダルへの足のかけ方が、常時不適切なとき。〔足〕	
			二輪車の運転中、正しい姿勢をとらない次の場合 1 着座位置が不適切なため不自然な姿勢のとき。〔座〕 2 必要な場合にニーグリップをしないとき。〔ひざ〕 3 足先の向き又はステップバー等への足のかけ方が常時不適切なとき。〔足〕 4 ハンドルグリップの保持が不適切なとき。〔手〕 5 前・後輪ブレーキレバーを常時二本以下の指で操作しているとき。〔指〕 6 ひじを張っているとき。〔ひじ〕 7 直線狭路台を着座姿勢を保たないで走行したとき。〔着座〕 8 波状路コースを立ち姿勢(AT二輪車は着座姿勢)を保たないで走行したとき。〔立ち姿勢・AT着座姿勢〕	

アクセルむら ()				<p>1 アクセルのふかしすぎ、クラッチの急接その他発進操作不良のため、おおむね0.4Gを超える加速度を生ずる発進をした場合 (急発)</p> <p>2 アクセル又はクラッチの操作不良若しくは変速操作不良のため、車体ノックを生じた場合 (ノック)</p> <p>3 操作不良のため、おおむね3,000回転を超える空ふかしを生じた場合 (空転)</p>	二種免許においては、加速度の基準を0.1Gマイナスとする。
エ ン ス ト				操作不良のため、エンジンが停止した場合	<p>1 次の場合は適用しない。</p> <p>(1) 脱輪(大)防止時のエンスト</p> <p>(2) 指定速度からの急停止における停止時のエンスト</p> <p>2 次の場合は危険行為として試験中止とする。</p> <p>(1) 踏切内のエンスト</p> <p>(2) 直線狭路台、連続進路転換コース、波状路コースを走行中のエンスト</p>
逆 行	[小]	10	10	停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね0.3メートル以上0.5メートル未満進行した場合	<p>1 発進ギアを間違えて逆行した場合も適用する。</p> <p>2 同一場所(停止後完全に発進できるまでの間)で逆行を繰り返した場合は、おおむね0.3メートル未満のものを含め総延べ距離によって適用する。</p>
	[中]	20	20	停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね0.5メートル以上1メートル未満進行した場合	
	[大]	危	危	<p>1 停止した地点から進行しようとする反対方向に、おおむね1メートル以上進行した場合</p> <p>2 逆行がおおむね1メートル未満でも危険な場合</p>	
発進手間どり				<p>発進時機の判断不良又は操作不良のため、発進に手間どった次の場合。ただし、発着点では適用しない。</p> <p>1 通常発進すべき状況の時から、おおむね5秒以内に発進しないとき。</p> <p>2 正常な発進及び走行をした前車に続いて発進できる状況にもかかわらず、前車がおおむね15メートル以上進行しても発進しないとき。</p> <p>3 エンスト後おおむね5秒以内にエンジンを始動させないとき。</p>	<p>1 不要に停止し、かつ、速やかに発進しない場合も適用する。</p> <p>2 適用後注意を与える。</p> <p>3 左欄第1項の「通常発進すべき状況の時」とは、設定した経路の確認のための路端に停止してからおおむね3分以内を含む。</p>
発 進 不 能			危 危	<p>1 おおむね一車長の間でエンストを4回生じた場合 (4回)</p> <p>2 青信号で発進しようとしたが操作不良(エンストを含む。)のため、その青信号の間停止し又は停止しているおそれのある場合 (信号)</p> <p>3 優先車待ちの判断不良又は信号に対する判断不良のため、発進できる状況にもかかわらず不要に停止をしていることにより、周囲の交通に迷惑を及ぼし又は及ぼすおそれのある場合 (停止)</p> <p>4 明らかな技量未熟のため、おおむね1分を過ぎても発進できない場合 (発進)</p>	<p>1 この細目は、左欄第1項を除き「発進手間どり」の細目を適用し、注意を与えた後に、左欄に該当した場合に適用する。</p> <p>2 路上試験で、設定した経路の確認のため路端に停車してからおおむね3分を過ぎても発進しない場合は、「発進手間どり」の細目を適用して、注意を与えるが、その後おおむね5秒経過しても発進しないときは、左欄第4項〔発進〕を適用する。</p>

指定時間過不足	-	5	<p>1 前車輪の接地面部の一部が、直線狭路台の平坦部にかかってから傾斜部にかかるまでの所要時間が、大型二輪車にあっては10秒未満、普通二輪車にあっては7秒未満、小型二輪車にあっては5秒未満の場合〔台〕</p> <p>2 前車輪の接地面部の一部が、連続進路転換コース入口のロード・コンにさしかかってから出口のロード・コンにさしかかるまでの所要時間が、大型二輪車にあっては7秒を超え、普通二輪車にあっては8秒を超えた場合〔連〕</p>	時間不足又は時間超過の場合は1秒ごとに適用する。1秒未満の端数は1秒とみなす。
速度維持	[課題外]		<p>道路及び交通の状況に応じた加速が不適切な次の場合</p> <p>1 通常出し得る速度に達するのが遅いとき。</p> <p>2 通常出し得る速度を維持しないとき。</p>	加速不良のため、その道路の最高速度又は通常出し得る速度よりおおむね5キロメートル毎時以上遅い速度で走行しているため交通の流れを妨げるおそれがある場合には、適用後注意を与える。
	[課題]	-	10	<p>1 試験課題履行条件（指定速度からの急停止を除く。）による速度指定区間を、指示速度よりおおむね5キロメートル毎時以上遅い速度で走行した場合〔区間〕</p> <p>2 指定速度からの急停止において、指定速度に達しない速度で急制動開始線にさしかかった場合又は急制動開始線では指定速度になっていたが、その手前から制動を始めた場合〔急停止〕</p>
指定速度到達不能〔不到達〕	-	危	指定速度からの急停止において、「速度維持(課題)」の細目を適用したものについてやり直しをしたが、再び指定速度に達しない速度で、急制動開始線にさしかかった場合又は急制動開始線では指定速度になっていたが、その手前から制動を始めた場合	
合図不履行等	[発進合図]	5	<p>路端から発進する場合</p> <p>1 方向指示器を操作しないとき。〔しない〕</p> <p>2 発進後の進路変更が終わるまで合図を継続しないとき。〔続〕</p> <p>3 発進後の進路変更が終わっても合図をやめないとき。〔もどし〕</p>	<p>1 この細目は、他の交通に迷惑を及ぼすおそれのある場合については適用後、注意を与える。</p> <p>2 コース規模又はコースの設定方法により、進路変更又は右左折する場合の合図が規定された時間及び距離で行うのが無理なときは、進路を変える前及び右左折する前に行えば適用しない。</p> <p>3 狭路コースから出る場合は、出口の手前までに合図を行えば適用しない。</p>
	[変更合図]	5	<p>進路を変更する場合</p> <p>1 進路変更の合図をしないとき〔しない〕(53)</p> <p>2 進路変更が終わるまで合図を継続しないとき〔続〕(53)</p> <p>3 進路変更が終わっても合図をやめないとき〔もどし〕(53)</p> <p>4 合図をした時機が遅い又は著しく早いとき〔不適〕(53)</p>	
	[右左折合図]		<p>右折又は左折をする場合</p> <p>1 右折(転回を含む。以下この細目で同じ)又は左折の合図をしないとき〔しない〕(53)</p> <p>2 右左折が終わるまで合図を継続しないとき〔続〕(53)</p> <p>3 右左折が終わっても合図をやめないとき〔もどし〕(53)</p> <p>4 合図をした時機が遅い又は著しく早いとき〔不適〕(53)</p>	
安全不確認〔不確認〕	10	10	<p>1 路端から発進する直前に、直接目視により右後方及びその他周囲の安全を確認しない場合、又は交差点等での発進の際に、車両の内外の安全を確認しない場合〔発進〕</p> <p>2 後退する直前に、後退する場所及び方向の安全を直接目視により確認しない場合〔後退〕</p> <p>3 後退中に、側方又は後退する方向の安全を直接目視により確認しない場合〔周囲〕</p> <p>4 左折する四輪車が左折直前に、直接目視又はバックミラーにより車体の左側方の安全を確認しない場合〔巻き込み〕</p> <p>5 進路を変えようとする場合(転回を含む。)に、直</p>	<p>1 左欄第1項は、大型車その他直接目視が不適当な車両の場合は、バックミラーの死角を直接目視すれば、右後方についてはバックミラーで確認しても適用しない。また、車両の内外の安全の確認は、大型二種免許における車</p>

			<p>接目視又はバックミラーにより、変えようとする側の側方及び後方の安全を確認しないとき。〔変〕</p> <p>6 交差点に入ろうとし若しくは交差点内を通行する場合に、交差点の状況に応じ交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等又は交差点若しくはその直近で道路を横断する歩行者若しくは軽車両に対する安全の確認をしないとき。〔交差点〕(36)</p> <p>7 走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合(進路変更又は後退時の後方確認を除く。)(後方)</p> <p>8 踏切に入る直前に、安全を確認するため運転者側の窓を開け、かつ左右を直接目視しない場合(踏切)</p> <p>9 走行中に、計器類若しくは車外の一点などに気を奪われ脇見をしていたとき又は歩行者、車両等その他の障害物に接近したとき若しくは物がけで見とおしのきかない場合に脇見をしたとき。〔脇見〕</p> <p>10 降車時ドアを開けようとする場合に、直接目視をして後方を確認しないとき。〔降車〕</p>	<p>両に限るとする。</p> <p>2 左欄第2項、第3項及び第10項については、大型車その他直接目視が不適当な車両の場合、バックミラーにより確認をすれば適用しない。</p> <p>3 左欄第5項については、バックミラーの死角を直接目視すれば、後方についてはバックミラーにより確認しても適用しない。</p> <p>4 左欄第7項については、試験中を通じ1回限りとする。</p>
情 力 走 行 〔エンブレ〕			<p>1 ブレーキをかける以前又はブレーキをかけるのと同時に動力の伝達を断つなどして惰力走行をした場合(断)</p> <p>2 変速操作の前後で不必要な惰力走行をした場合(前後)</p>	<p>この細目(〔坂〕を除く。)の適用速度は、制動初速度が次の場合とする。</p> <p>1 場内試験においては、速度指定 区間の指示速度からおおむね10キロメートル毎時減じた速度以上とする。</p> <p>2 路上試験においては、おおむね30キロメートル毎時以上とする。</p> <p>3 積雪、凍結等路面状態が著しく悪い場合はおおむね15キロメートル毎時以上とする。</p>
	5	5	<p>走行速度に関係なく下り坂で惰力走行をした場合及びAT車で下り坂(場内コースを除く。)をDレンジのまま走行した場合(坂)</p>	
制動操作 不 良	〔ブレーキ〕		<p>1 道路及び交通の状況に応じ、制動の必要が予測される状況(法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場合を含む。)にもかかわらず、ブレーキペダルに足を移して制動の構えをしない場合(AT二輪車では、ブレーキレバーに指を掛けて制動の構えをしない場合)(構)</p> <p>2 交通の状況に余裕があるにもかかわらず、ブレーキの断続操作(制動合図及び制動を早めに行い、かつ、車輪ロックを防止し、円滑な制動を行うため、ブレーキペダルを徐々に弱く、2~3回以上に踏み分けること。)をしない場合。ただし、指定速度からの急停止の場合には適用しない。(断)</p> <p>3 信号待ち等で暫時停止している間にブレーキを踏まない場合又はハンドブレーキをかけない場合(構)</p> <p>4 試験履行条件による路端停車において、シフトレバーはニュートラル、サイドブレーキを引きブレーキペダル等によってブレーキをきかせていない場合(停車)</p> <p>5 二輪車で、ブレーキペダル側の足で車体を支えながら発進した場合又は停止時に、ブレーキペダル側の足で車体を支えた場合(AT二輪車を除く)(支)</p> <p>6 ブレーキのかけ方が強すぎるため、おおむね0.4Gの減速度を生じた場合。ただし、脱輪大又は接触を防止するための場合は適用しない。(不円滑)</p>	<p>1 左欄第2項の適用速度は、制動初速度がおおむね30キロメートル毎時以上とする。ただし、速度指定区間の指示速度がおおむね30キロメートル毎時以下のコース規模にあっては、おおむね20キロメートル毎時以上とする。</p> <p>2 左欄第4項は、AT試験車の場合については、シフトレバーはパーキングとする。</p> <p>3 左欄第6項は、変速操作不良による場合にも適用する。</p> <p>4 二種免許においては、減速度の基準を0.1Gマイナスとする。</p>

	[ｸﾘｰﾌ]	10	5	停止状態を保持すべき場合に、クリーブ現象のためおおむね0.3メートル以上移動したとき。	この細目は、現象が生じたその都度適用する。
前後輪ブレーキ 不使用 前後輪ブレーキ		-	10	二輪車で制動する場合に、前後輪ブレーキをおおむね同時に使用しないとき又は前後輪ブレーキのいずれかを使用しないとき。	この細目は、制動初速度がおおむね20キロメートル毎時以上の場合に適用する。
速度速過ぎ	[小]	10	10	1 道路及び交通の状況に適した安全速度よりおおむね5キロメートル毎時未満速い場合〔速い〕 2 カーブでおおむね0.3G以上0.4G未満の横加速を生じた場合〔カーブ〕 3 波状路コースにおいて、明らかに速い速度で走行した場合〔減〕	1 法令に基づく徐行場所又は徐行すべき場所でこの細目の(小)に該当したときは「徐行違反」の細目を適用する 2 最高速度又は速度指定区間における指示速度の超過は「速度超過」の細目を適用する。 3 左欄第3項でいう「明らかに速い速度」とは、前車輪の接地面部の一部が、波状路突起部の始端から終端までの9.5メートルの区間をおおむね5秒未満で走行した場合をいう。 4 二種免許においては、横加速の基準を0.1Gマイナスとする。
	[大]	20	20	1 道路及び交通の状況に適した安全速度よりおおむね5キロメートル毎時以上速い場合〔速い〕 2 カーブでおおむね0.4G以上の横加速を生じた場合又はカーブ手前の直線部分での制動時機が遅れブレーキをかけながらカーブに入った場合又はカーブに入ってからブレーキをかけた場合〔カーブ〕	
急停止区間超過 〔区間超過〕		-	危	指定速度からの急停止で、急停止限界線から前車輪の接地面部がはみ出した場合	
暴走		危	危	ブレーキ、ハンドル等のコントロールを失い危険な場合	
切り返し		10	5	切り返しをしないで通過しなければならないにもかかわらず切り返しをした場合又は縦列駐車若しくは牽引車の方向変換で、場内試験の試験課題履行条件が満たされないため指示を受けて切り返しをした場合 ただし、同一の狭路コース（鋭角コースを除く。）の入口から出口までの間における1回は適用しない。	1 前進の場合は後退した回数について、後退の場合は前進した回数について適用する。 2 脱輪又は接触した場合の復帰する行為は、「脱輪」又は「接触」の細目に吸収して適用する。 3 縦列駐車コースの入口から出口までとは、駐車のための後退を開始してから駐車を完了して駐車範囲から車体の全部が出るまでとする。
急ハンドル		10	10	1 四輪車で走行中、急激なハンドル操作をしたためおおむね0.3Gを超える横加速を生じた場合〔急〕 2 二輪車で走行中、不必要に車体をバンクさせて進路を変えた場合〔急〕 3 二輪車で走行中、バンクをつけ過ぎたため車体の一部を接地させた場合〔接地〕	1 この細目を適用した場合は「速度速過ぎ」の細目は適用しない。 2 二種免許においては、横加速の基準を0.1Gマイナスとする。
				1 ハンドル操作不良のため次の状態になった場合 (1) 左右に車幅のおおむね2分の1未満の幅でおおむねS字状（長いS字状になったときを含む。）になったとき。〔急〕 (2) 右又は左のいずれかに車幅のおおむね2分の1未満の幅でおおむね半円状になったとき。（カーブで車幅	直線狭路台、連続進路転換コース又は波状路コースを走行中に足を接地した場合は「通過不能」の細目を適用し、曲線コース及び屈折コースの入口から

ふらつき	[小]	10	10	<p>のおおむね2分の1未満の幅が正常な走行軌跡から外れて走行したときを含む。)〔半〕</p> <p>2 二輪車で、バランスをくずした次の場合〔バ〕</p> <p>(1) ふらついたとき。</p> <p>(2) バランスのくずれをたて直すため、足を接地したとき。</p> <p>(3) 直線狭路台を走行中に、ステップバー等から足を離れたとき。</p>	<p>出口までの間におけるそれぞれ1回の足の接地については、左欄第2項第2号は適用しないものとする。</p>
	[大]	危	20	<p>ハンドル操作不良のため次の状態になった場合</p> <p>(1) 左右に車幅のおおむね2分の1以上の幅でおおむねS字状(長いS字状になったときを含む。)になったとき。〔S〕</p> <p>(2) 右又は左のいずれかに車幅のおおむね2分の1以上の幅でおおむね半円状になったとき。(カーブで車幅のおおむね2分の1以上の幅が正常な走行軌跡から外れて走行したときを含む。)〔半〕</p>	
転倒	-		危	<p>二輪車で車体を横倒しにした場合又はバランスを失い車体が横倒しになるのを防止するため、足を接地して支えた場合</p>	<p>停止中の場合も適用する。</p>
通過不能		危	危	<p>1 四輪車で狭路コースの入口から出口までの間において切り返し(脱輪又は接触したときの復帰するための行為を含む。)を4回行った場合〔4回〕</p> <p>2 路上試験において判断不良又は操作不良のため、おおむね同一場所で切り返しを2回行った場合〔路上〕</p> <p>3 二輪車で次に該当した場合</p> <p>(1) 直線狭路台に乗れないとき又は直線狭路台を走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔台〕</p> <p>(2) 連続進路転換コースを順に通過できないとき又は連続進路転換コースを走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔連〕</p> <p>(3) 波状路コースを走行中にエンスト若しくは足を接地したとき。〔波〕</p> <p>(4) 曲線コース又は屈折コースを通過できなくなり停止したとき。〔狭〕</p>	<p>縦列駐車コースの入口から出口までとは、駐車のための後退を開始してから駐車を完了して駐車範囲から車体の全部が出るまでとする。</p>
停止位置不適〔停止位置〕		5	5	<p>1 法令に基づく停止線(一時停止の指定場所で停止線のない場合は交差点。)の手前からおおむね2メートル以上手前で停止した場合〔線〕</p> <p>2 試験課題履行条件によって発着点等に設けられた停止目標物(ポール等)から車体の指定個所が前方又は後方におおむね0.3メートル以上離れて停止した場合、又は二種免許における路上コース課題の場合は、扉幅以内に停止しないとき。〔前・後〕</p>	<p>1 一時停止指定場所又は踏切の停止線のおおむね2メートル以上手前で停止した場合は、停止している前車のないときに限り注意を与えて適用し、停止線の手前2メートル未満で再停止しない場合は、不停止とする。</p> <p>2 左欄第2項の扉幅の基準は、大型二種免許においては、ドア中心から前後0.5メートル、普通二種免許においては、後部左側ドアの幅とする。</p>
巻き込み防止				<p>左折する四輪車が巻き込み防止のため次の措置をしない場合</p> <p>1 進行方向の交差点の直前に二輪車(軽車両を含む以下この細目で同じ。)がある場合 又は二輪車と並行した</p>	<p>左欄第2項は、道路左側端からおおむね1メートル以上離れている場合に適用する。</p>

措置不適 〔巻き込み〕	10	5	場合にその二輪車を先発若しくは先行させないとき。 〔二輪〕 2 交差点の手前で二輪車が試験車の左側を追い抜くのを防止するため、交差点の手前からおおむね30メートル以上手前で進路を変えたが、できるだけ道路の左側端によらないとき。〔離〕	適用にあたっては、交通状況、道路状況等を考慮して適用すること。	
側方等間隔不保持 〔側方間隔〕	20	20	1 対向車との行き違い、前車の追い抜き又は駐停車車両、建造物その他の障害物（歩行者及び軽車両を除く。）の側方通過時に、試験車との側方間隔を保たず又は保とうとしない次の場合。ただし、やむを得ない状況のため所定の間隔を保てない場合には適用しない。 (1) 移動物又は人が乗車していることが予想される駐停車車両などの可動物と、おおむね1メートル以上の間隔を保たず又は保とうとしないとき。〔移・可〕 (2) 建造物、人が乗車していないことが明らかな駐停車車両などの不動物と、おおむね0.5メートル以上の間隔を保たず又は保とうとしないとき。〔不〕 2 停止している車両に追いついて停止した場合に、前車とおおむね1.5メートル以上の距離を保たず又は保とうとしないとき。〔前〕	やむを得ない状況のため、必要な間隔を保てない場合（立体障害物設置基準によるものを含む。）で、通過速度が速いときは「速度速過ぎ（大・小）」の細目を適用する。	
脱輪	〔小〕	10	5	縁石に車輪が接触した場合（場内試験においてコースから車輪の接地面部の一部が逸脱した場合を含む。）ただし、縦列駐車を完了した場合又は路端へ停車する場合に左前車輪が縁石に接触したとき（場内試験においてコースから車輪の接地面部の一部が逸脱した場合を含む。）は適用しない。	1 脱輪した車輪の数ごとに適用する。ただし、前二輪又は後二輪が同時に脱輪した場合は一輪として適用する。 2 脱輪（中）の場合は、直ちに脱輪前の地点まで復帰するように現場で再指示する。この際、脱輪した車輪によるおおむね同一場所での再脱輪は適用しない。
	〔中〕	-	20	場内コースにおいて四輪車で縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した場合において、乗り上げ又は逸脱した地点からおおむね1.5メートル未満で停止したとき。	
	〔大〕	危	危	1 場内コースにおいて四輪車で縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点からおおむね1.5メートル以上走行した場合 2 歩道、島状の施設を有する安全地帯、分離帯等の工作物に車輪を乗り上げ若しくは側溝等に落輪した場合又はそれらに乗り上げ若しくは落輪するおそれがある場合 3 二輪車で縁石に車輪を乗り上げ若しくはコースから車輪が逸脱した場合又は直線狭路台から落輪した場合若しくは波状路コースから車輪が逸脱した場合	
接触	〔小〕	-	20	場内コースに設置した障害物等に車体（二輪車にあっては運転者の身体を含む。次項において同じ。）が軽く接触した場合	
	〔大〕	危	危	1 場内コースに設置した障害物等に車体が強く接触した場合若しくは接触するおそれがある場合又は四輪車で軽く接触し接触状態のまま走行を継続し若しくは継続しようとした場合 2 歩行者、車両等又は建造物等に車体が接触するおそれがある場合	
後方間隔不良	-	10	試験課題履行条件によって方向変換コース等に設けられた障害物との距離が50センチメートルを超えた場合	この細目に係る切り返しは適用しない。	
路側帯進入 〔路側帯〕	20	-	路側帯に車体が入り又は入ろうとした次の場合。 ただし、法令の除外規定に該当する場合又は対向車との行き違いのためやむを得ない場合で、かつ、歩行者若しくは軽車両の通行を妨げるおそれのないときは適用しない。 (17・47)		

		<p>(1) 車体の一部が入って通行し又は通行しようとしたとき。</p> <p>(2) 停車及び駐車禁止された路側帯又は幅員がおおむね0.75メートル以下の路側帯に、車体の一部が入って停車し又は停車しようとしたとき若しくは駐車し又は駐車しようとしたとき。</p>	
通行帯違反 〔通行帯〕	10 5	<p>1 通行の区分が指定されていない車両通行帯を、その最も右側の車両通行帯を通行し又は通行しようとした場合。ただし、路線バス等優先通行帯の直近の右側を通行する場合若しくは法令の除外規定に該当する場合には適用しない。〔右端〕(20)</p> <p>2 通行の区分が指定されている車両通行帯を、指定された通行の区分によらないで通行し又は通行しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。〔区分〕(20)</p> <p>3 直線路又はカーブで車両通行帯から車体の一部がはみ出したまま通行をした場合〔線〕</p> <p>4 三以上の車両通行帯が設けられた道路の左から一番目以外（最も右側を除く。）の車両通行帯をその道路の最高速度よりおおむね5キロメートル毎時以上おそい速度で通行し、そのため他の自動車の通行を妨げることとなる場合〔低速〕(20)</p>	<p>1 適用後注意を与える。</p> <p>2 車両通行帯が設けられている道路で試験車からおおむね500メートル（場内では50メートル）以内に駐車障害又は左側の一番目の車両通行帯に障害物等がある場合は、その駐車車両又は障害物等の側方を通すまでの間を左側から一番目以外の車両通行帯を通行してもこの細目は適用しない。</p> <p>3 交差点までの距離がおおむね500メートル（場内では50メートル）以内のところ連続右折する場合は、最も右側の車両通行帯を通行しても適用しない。</p> <p>4 カーブで「速度速過ぎ（大）」又は「ふらつき（大）」のため車両通行帯からはみ出した場合は、この細目によらず原因となった細目を適用する。</p>
追いつかれ義務違反 〔 〕	10 -	<p>1 追いつた車両が試験車の追越しを終わらないうち試験車が速度を増した場合〔増速〕(27)</p> <p>2 車両通行帯が設けられていない道路の中央（一方通行となっているときは道路の右側端）との間に追いついた車両が通行するのに十分な余地がない場合に、できるだけ道路の左側端に寄ってこれに進路を譲らないとき。ただし、追いついた車両が明らかにその道路の最高速度より速い速度の場合には適用しない。〔遅速〕(27)</p>	<p>左欄第2項のただし書に該当した場合には適用しないで注意を与える。</p>
バス等優先通行帯違反 〔バス等優先〕	10 -	<p>1 路線バス等優先通行帯から出ることができないおそれがあるにもかかわらず、路線バス等が後方から接近してきた場合に、そこへ入り又は入ろうとしたとき。〔入〕(20)の2)</p> <p>2 後方から路線バス等が接近してきた場合に、すみやかに路線バス等優先通行帯の外に出ようとしないうち。</p>	<p>法令の除外規定に該当する場合は適用しない。</p>
軌道敷内違反 〔軌道敷内〕	10 -	<p>1 軌道敷内を通行し又は通行しようとした場合。ただし、右左折、横断若しくは転回するため軌道敷を横切る場合又は危険防止のためやむを得ないときは適用しない。〔通〕(21)</p> <p>2 軌道敷内を通行することができることとされている場合に軌道敷内を通行することによって、路面電車の通行を妨げるおそれがあるとき又は後方から路面電車が接近して</p>	

			きたが速やかに軌道敷外に出ないとき又は必要な距離を保たないとき。〔内〕(21)	
右側通行	危	危	<p>1 道路の中央から右の部分(以下「右側部分」という.)を通行し又は通行しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合は適用しない。〔区分〕(17)</p> <p>2 道路の中央から左の部分(以下「左側部分」という.)の幅員が6メートル未満で、道路の右側部分を見とおすことができない場合又は反対方向からの交通を妨げるおそれがある場合に、追越そうとして道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとしたとき。〔追越し〕(17)</p> <p>3 道路標識等により追越しのため道路の右側部分にはみ出して通行することを禁止している道路で、追越しのため道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとした場合〔はみ禁〕(17)</p> <p>4 道路の左側を通行している歩行者、軽車両又は障害物を避けようとして、反対方向からの交通を妨げるおそれがある場合に、道路の右側部分にはみ出し又ははみ出そうとしたとき。〔障害〕</p>	法令の規定により道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することができる場合であっても、そのはみ出し方が必要以上に大きいとき(細目「側方等間隔不保持」又は「安全間隔不保持」で必要とする間隔のおおむね2倍以上あけてはみ出したとき。)はこの細目を適用する。
安全地帯等進入〔安全地帯等〕	危	危	安全地帯(島状の施設のものを除く。)又は立入りり禁止部分に入り又は入ろうとした場合(17)	
進路変更違反	[狭路変更]	-	5 <p>狭路コース(縦列駐車コースを除く。)へ左折しようとした場合(34)</p> <p>1 進路変更を全くしないとき。〔しない〕</p> <p>2 進路を変えたが、道路の左側端からおおむね1メートル以上離れているとき。〔離〕</p> <p>3 進路を変え終わったのが、狭路コースの入口からおおむね30メートル未満のとき。〔選〕</p> <p>4 狭路コースの入口の直前で右へハンドルを操作したとき。〔右振〕</p>	1 この細目の適用は、1回の左折又は右折について、左欄各項(号)のうちいずれか1回とする。 2 コースの規模又はコースの設定方法により、進路を変える地点がおおむね30メートル以上手前とすることが無理な場合は、おおむね15メートル以上手前で進路を変え終われば左欄〔狭路変更〕第3項及び〔交差点変更〕各2号は適用しない。
	[交差点変更]	10	5 <p>1 狭路コースの入口を除き交差点(道路外へ出る場合を含む。)で左折しようとした次の場合(34)</p> <p>(1) 進路変更を全くしないとき又はしようとしなとき。〔左しない〕</p> <p>(2) 進路を変え終わったのが、交差点の手前又は左折しようとして道路の左側端に寄っている車両からおおむね30メートル未満のとき。〔左選〕</p> <p>(3) 交差点の直前で右へハンドルを操作したとき。〔右振〕</p> <p>(4) 二輪車で進路を変えたが、道路の左側端からおおむね1メートル以上離れているとき。〔二輪離〕</p> <p>2 交差点(道路外へ出る場合を含む。)で右折しようとした次の場合(34)</p> <p>(1) 進路変更を全くしないとき又はしようとしなとき。〔右しない〕</p> <p>(2) 進路を変え終わったのが、交差点の手前又は右折しようとして道路の中央に寄っている車両からおおむね30メートル未満のとき。〔右選〕</p> <p>(3) 進路を変えたが、道路の中央からおおむね0.5メートル以上離れているとき。〔右離〕</p> <p>3 右折又は試験履行条件による交差点等での転回をする際に、進行方向と逆にハンドル操作をした場合又はしようとした場合〔左振〕</p>	3 進行方向別通行区分に違反して右左折した場合は「進行方向別通行区分違反」の細目を適用する。 4 四輪車が狭路コース入口を除く交差点で左折のため進路を変えたが道路の左側端からおおむね1メートル以上離れている場合は、細目「巻き込み防止措置不適〔離〕」を適用し、この細目は適用しない。ただし、左欄第1項に該当した場合には、それらを適用し、細目「巻き込み防止措置不適〔離〕」は適用しない。
進路変更禁止違反〔変更禁止〕	20	10	<p>1 みだりに進路を変えた場合〔みだり〕の2)</p> <p>2 進路変更禁止の場所で、その道路標示を越えて進路を変え又は変えようとした場合。ただし、法令の除外規定</p>	

			に該当する場合は適用しない。(標示) 02)	
後車妨害	危	危	<p>1 後方から進行してくる車両の速度又は方向を急に变更させることとなるおそれがある場合に、進路を変え又は変えようとしたとき。(妨害) 02)</p> <p>2 進路を変えることができるにもかかわらず、その時機を失い進路を変えないため、試験車の後方から進行してくる車両の通行の妨害となり又は妨害となるおそれがある場合(時機)</p>	路端(縦列駐車を含む。)から発進する場合も適用する。
右左折方法違反 〔交差点内〕	5	5	<p>1 左折する場合に、交差点内の道路左側端から左後車輪(けん引車はトレーラーの左後車輪、後輪操向車は左前車輪、二輪車は後輪)がおおむね1メートル以上離れて通行したとき。ただし、交差点のすみ切り半径が3メートル未満の場合は、おおむね1.5メートル以上離れて通行したときとする(左大回) (34)</p> <p>2 右折する場合に、交差点の中心(中心の標示があるときはその標示)の内側から、左前車輪(二輪車は前輪)がおおむね2メートル以上離れて通行したとき(右斜) (34)</p> <p>3 右折する場合に、交差点の中心(中心の標示があるときはその標示)の外側を右前車輪(二輪車は後輪)が通行したとき(右外) (34)</p>	<p>1 道路標識等により通行すべき部分を指定されている場合を除く。</p> <p>2 左折する場合に正常な走行軌跡からはずれて、進行方向の通行帯のない中央線又は左から一番目の車両通行帯から車体の一部がはみ出したとき若しくは右折する場合に、正常な走行軌跡からはずれて交差道路外へ車体の一部がはみ出したときは、細目「ふらつき(小)」欄の第1項第2号を適用する。ただし、交差点の形態又は車体の大きさ等のためやむを得ない場合には適用しない。</p>
安全進行違反 〔安全速度〕	10	10	<p>交差点に入ろうとし若しくは交差点内を通行する場合に、交差点の状況に応じてできる限り安全な速度と方法で進行しないとき。ただし、優先道路又は明らかに幅員の広い道路を通行しているときは適用しない。(36)又は黄信号になる前に交差点を通過しようとして交差点の手前から速度を増した場合</p>	右左折する場合は「徐行違反」の細目を適用する。
課題不履行	10	-	<p>試験課題履行条件による課題を技量未熟のため履行できない次の場合</p> <p>1 指定場所に停車しない場合(指定)</p> <p>2 停止直前に指定された場所に停車しない場合(直前)</p> <p>3 指定された区域で転回をしない場合(転回)</p>	
徐行違反	20	20	<p>次の場合(場所)で、徐行せず又は徐行しようとしないうとき。</p> <p>1 安全地帯に停車中の路面電車に追いついて、その左側を通過するとき。(電車) (31)</p> <p>2 路面電車から1.5メートル以上の間隔を保つことができる場合で、乗降する者がいない停車中の路面電車に追いつき、その左側を通過するとき。(電車) (31)</p> <p>3 右折又は左折するとき。(道路外へ出るときも含む。)(右左折) (25・34)</p> <p>4 交通整理の行われていない優先道路に入ろうとするとき。(優先路) (36)</p> <p>5 交通整理の行われていない幅員が明らかに広い道路に入ろうとするとき。ただし、試験車が優先道路を通行しているときは適用しない。(広路) (36)</p> <p>6 道路標識等による徐行指定場所を通行するとき。(標識) (42)</p> <p>7 左右の見とおしのかない交差点に入ろうとし又は交</p>	ここでいう徐行とは、その場合の状況に適した安全な速度とし、細目「速度速過ぎ(小)」でいう安全速度と同じ。

			<p>差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき。ただし、交通整理の行われているとき又は試験車が優先道路を通行しているときは適用しない。(見通)(42)</p> <p>8 道路のまがりかど附近を通行するとき。(角)(42)</p> <p>9 上り坂の頂上附近を通行するとき。(頂)(42)</p> <p>10 勾配の急な下り坂を通行するとき。(坂)(42)</p>	
進行方向別通行区分違反〔方向別通行〕	20	10	<p>交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されている場合に、その指定区分によって通行せず又は通行しようとしないうとき。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(35)</p>	<p>この細目の適用時機は、進行方向別通行区分についての道路標識等が最初に示されている附近とする。</p>
交差点等進入禁止違反〔進入禁止〕	20	20	<p>1 前方の車両等の状況により交通整理の行われている交差点内で試験車が停止することになり、そのため交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれが明らかな場合に、交差道路に入り又は入ろうとしたとき。(交差)(50)</p> <p>2 前方の車両等の状況により横断歩道若しくは自転車横断帯又は道路標示による停止禁止部分で停止することが明らかな場合に、その部分に入り又は入ろうとしたとき。(横歩・標示)(50)</p> <p>3 黄色の信号が表示された場合に、試験車が停止位置に近接しているため安全に停止することができないにもかかわらず、横断歩道又は自転車横断帯(以下「横断歩道等」という。)における歩行者若しくは自転車の通行の妨害となるおそれがある場所に停止したとき又は交差道路における車両等の通行の妨害となるおそれがある場所に停止したとき。ただし、直ちに横断歩道外若しくは自転車横断帯外又は車両等の通行の妨害とならない場所に移動した場合には適用しない。(黄信号)</p>	<p>1 左欄第3項の安全に停止することができない距離の目安は、その時の速度からおおむね15減じた数字をメートルに読み替えた距離以下とする。</p> <p>2 左欄第3項で無理に停止しようとして急ブレーキになった場合は「急ブレーキ禁止違反」の細目を適用する。</p>
信号無視〔信号〕	危	危	<p>1 赤色の信号(赤色の点滅を含む。)が表示された場合に、法令に定められた停止位置を車体の一部が越え又は越えようとしたとき。(赤出)(7)</p> <p>2 黄色の信号が表示された場合に、安全に停止できるにもかかわらず、法令に定められた停止位置を車体の一部が越え又は越えようとしたとき。(黄出)(7)</p>	
優先判断不良〔優先判断〕	20	10	<p>1 他の車両等の進路の前方に出若しくは出ようとしたため、進行妨害に至らない程度で他の車両等に速度を減じさせ、停止させ又は方向を変えさせるなどの迷惑を及ぼし若しくは及ぼそうとした次の場合</p> <p>(1) 交通整理の行われていない交差点において、交差道路を左方から進行してくる車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路又は交差道路より明らかに幅員の広い道路を通行している場合には適用しない。(左方)</p> <p>(2) 交通整理の行われていない交差点において、優先道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。(優先路)</p> <p>(3) 交通整理の行われていない交差点において、明らかに幅員の広い道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路を通行している場合には適用しない。(広路)</p> <p>(4) 交差点で右折する場合に、直進し又は左折しようとする車両等に対するとき。(右折)</p> <p>(5) 道路標識等による一時停止の指定場所で発進後に交差道路を通行する車両等に対するとき。(一時)</p>	<p>進路を譲る場合に、相手車両の発進又は進行を促すため手によるサイン等をしないときは注意を与える。</p> <p>進路を譲られたときも同様とする。</p>

			2 他の車両等（自転車を除く。）の正常な交通を妨害するおそれがある場合に、道路外の施設若しくは場所に入り出すために右左折し若しくは右左折しようとしたとき又は横断し、転回し若しくは後退し又は横断、転回若しくは後退しようとしたとき。〔妨害〕の2)	
進行妨害	危	危	進行妨害をし又は進行妨害をするおそれがある次の場合 1 交通整理の行われていない交差点において、交差道路を左方から進行してくる車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路又は交差道路より明らかに幅員の広い道路を通行している場合には適用しない。〔左折〕(36) 2 交通整理の行われていない交差点において、優先道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。〔優先路〕(36) 3 交通整理の行われていない交差点において、明らかに幅員の広い道路である交差道路を通行する車両等に対するとき。ただし、試験車が優先道路を通行している場合には適用しない。〔広路〕(36) 4 交差点で右折する場合に、直進し又は左折しようとする車両等に対するとき。〔右折〕(37) 5 道路標識等による一時停止の指定場所で発進後に交差道路を通行する車両等に対するとき。〔一時〕(43)	
指定場所不停止〔一時不停止〕	危	危	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線（停止線が設けられていない場合は交差点。）の手前で停止しない場合(43)	車体の一部が停止線を越え又は交差点に入って停止した場合にも適用する。
泥はね運転	10	10	ぬかるみ又は水たまりを通行する場合に、泥土若しくは泥水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすこととなるとき。(71)	迷惑を及ぼす直前に注意是正して適用する。ただし、試験官補助は適用しない。
横断者保護違反〔横断者保護〕	20	-	1 横断歩道等を通過する際に、進路の前方を横断し又は横断しようとしている歩行者若しくは自転車のいないことが明らかでないにもかかわらず、その横断歩道等に接近した場合に、横断歩道等の直前（停止線が設けられているときはその直前）で停止できるような速度で進行せず又は進行しようとしないうち。〔直前速度〕(38) 2 横断歩道等及びその手前の側端から前に30メートル以内で、前方を進行している他の車両等（軽車両を除く。）の前方に出るため、追越しによらないでその側方を通過し又は通過しようとした場合。ただし、信号機の表示等により歩行者又は自転車（以下「歩行者等」という。）の横断が禁止されている場合には適用しない。〔進路〕(38) 3 歩行者がいる安全地帯の側方を通過する場合に徐行せず又は徐行しようとしないうち。〔安全〕(71)	
			1 道路外の施設若しくは場所に入り出すため歩道を横断する場合又は路側帯に駐停車する場合に、歩道若しくは路側帯の直前で一時停止せず又は一時停止しようとしないうち。〔歩道〕(17) 2 歩行者等の正常な通行を妨害するおそれがある場合に、道路外の施設若しくは場所に入り出すための左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退したとき若しくは左折又は右折をしようとし、横断しようとし、転回しようとし、又は後退しようとしたとき。〔妨害〕(25の2) 3 安全地帯がある場合又は乗降する者がいない路面電車の左側から1.5メートル以上の間隔を保つことができる	

歩行者保護 不停止等 〔歩行者保護〕	危	-	<p>場合を除き、乗客が乗降を終わり若しくは降りた者で試験車の前方を横断しようとしている者がいなくなるまで、路面電車の後方で停止しようとしていないとき。 〔乗客〕(31)</p> <p>4 試験車が横断歩道等の手前おおむね5メートル手前に到達することになり、かつ、歩行者等が横断歩道等（試験車を中心としておおむね左右各5メートルの範囲内をいう。）に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道等の手前（停止線が設けられている場合はその手前）で一時停止せず又は一時停止しようとしていないとき。〔遮断〕(38)</p> <p>5 横断歩道等又はその手前の直近で停止している車両等がある場合に、その側方を通過して前方に出る前に一時停止せず又は一時停止しようとしていないとき。ただし、信号機の表示等により歩行者等の横断が禁止されている場合又は歩行者等を横断させるために停止しているものでないことが明らかな車両等の側方を通過する場合には適用しない。〔停車〕(38)</p> <p>6 横断歩道等のない場所において、歩行者等が道路を横断している場合に、その歩行者の通行を妨げることとなるとき。〔横断〕</p> <p>7 次の者が通行又は歩行している場合に、一時停止若しくは徐行せず又は一時停止若しくは徐行しようとしていないとき。(71)</p> <p>(1) 身体障害者用の車椅子が通行しているとき。〔身〕</p> <p>(2) 目が見えない者が政令で定めるつえを携え又は盲導犬を連れて通行しているとき。〔身〕</p> <p>(3) 耳が聞こえない者等政令で定める程度の身体の障害のある者が政令で定めるつえを携えて通行しているとき。〔身〕</p> <p>(4) 監護者が付き添わない児童若しくは幼児又は老人が歩行しているとき。〔老〕</p> <p>8 児童等の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過する場合に徐行せず又は徐行しようとしていないとき。〔園バ〕(71)</p>	
安全間隔 不保持 〔安全間隔〕	危	危	<p>1 歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に、次の間隔を保たないとき又は保とうとしていないとき。ただし、徐行した場合は適用しない。〔間隔〕(18)</p> <p>(1) 歩行者又は軽車両が試験車を認知していることが明らかな場合はおおむね1メートル以上</p> <p>(2) 歩行者又は軽車両が試験車を認知していないおそれがある場合はおおむね1.5メートル以上</p> <p>2 上記の間隔を保てない場合に、徐行せず又は徐行しようとしていないとき。〔徐行〕(18)</p>	<p>所定の間隔を保つことができない状況のため徐行した場合でも、危険なときは適用する。</p>
踏切内変速	5	5	<p>踏切を通過中（車体のおおむね2分の1以上が踏切から出ないうち）に変速操作を始めた場合</p>	<p>AT車を除く。</p>
駐車措置 違反 〔駐車措置〕	5	5	<p>発着点に戻り、次の措置をしないで下車した場合</p> <p>1 ハンド（駐車）ブレーキをかけないとき。〔手〕</p> <p>2 エンジンをとめないとき。〔 〕</p> <p>3 ギアをリバース又はロー（AT車はPレンジ。）に入れないとき。ただし、二輪車及び大特車には適用しない。〔物〕</p> <p>4 大特車を駐車状態にする場合に、作業機具を接地しないとき。〔機具〕</p>	<p>1 適用後注意を与える。</p> <p>2 左欄第4項は、労働安全衛生規則第151条の11・第160条による。</p>
警音器使用			<p>1 みだりに警音器を鳴らした場合(54)</p>	

制限違反等 〔警音器〕	10	10	2 道路標識等により指定された場所で、警音器を鳴さない場合(54)	
急ブレーキ 禁止違反 〔急ブレーキ〕	10	10	後続車に追突されることとなるような減速若しくは停止をした場合又は車輪をロックさせたままおおむね1メートル以上滑走した場合若しくはおおむね0.4Gを超える強い減速度を生ずるブレーキをかけた場合。ただし、前車が急ブレーキをかけた場合又は他の交通による急迫した侵害を受けた場合には適用しない。(24)	1 指定速度からの急停止において、車輪をロックさせたままおおむね1メートル以上滑走させた場合も適用する。 2 二種免許においては、減速度の基準を0.1Gマイナスとする。
車間距離 不保持 〔車間距離〕	10	10	他の車両等の直後を進行する場合に、その直前の車両等が急に停止した場合でもこれに追突するのを避けられるように、直前の車両等との間に安全な距離を保たないとき。(26)	安全な距離とは、試験車の速度からおおむね15を減じた数字をメートルに読み替えた距離以上とする。
駐停車方法 違反 〔駐停車方法〕	10	5	1 発着点に駐停車する場合又は路端へ駐停車する場合に、道路の左側端から車体がおおむね0.3メートル以上離れているとき。(47) 2 幅員がおおむね0.75メートル以上の路側帯(駐停車禁止のもの及び歩行者用のものを除く。)のある道路で駐停車する場合に、法令の規定以外の方法で駐停車し又は駐停車しようとしたとき。(47)	
緊急車妨害	20	-	1 交差点又はその附近において、サイレンを鳴らし赤色の警光灯をつけた緊急自動車(消防用車両を含む。以下同じ。)が接近してきた場合に、交差点を避け、かつ、道路の左側(一方通行となっている道路では、左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は道路の右側。次項も同じ。)に寄って、一時停止せず又は一時停止しようとしないうとき。(40・41②) 2 交差点又はその附近以外の場所において、緊急自動車が接近してきた場合に、道路の左側に寄って進路を譲らないとき。(40・41②)	
合図車妨害	20	20	1 左折若しくは右折(道路外に出るための右左折を含む。)しようとする車両又は交差点で進行方向別通行区分の指定に従うための車両が、進路を変える合図をした場合に、その合図をした車両の進路の変更を妨げ又は妨げようとしたとき。ただし、その後方にある試験車が速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合には適用しない。〔進路〕(25・34・35) 2 停留所において、乗客の乗降のため停車していたバスが、発進するため進路を変えようとして合図をした場合に、そのバスの進路の変更を妨げ又は妨げようとしたとき。ただし、その後方にある試験車が速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合には適用しない。〔バス〕(②)	
速度超過	20	20	道路標識等により最高速度が指定されている道路ではその最高速度、その他の道路では政令に定める最高速度又は場内試験では速度指定区間の指示速度をそれぞれ超過した場合(22)	
踏切不停止等 〔踏切不停止〕	危	危	1 踏切の手前(停止線が設けられている場合は停止線の手前)から、おおむね2メートル未満手前までの範囲で停止せず又は停止しようとしないう場合。ただし、信号機の表示する信号に従う場合には適用しない。〔手前〕(33) 2 踏切の遮断機が閉じようとし若しくは閉じている間又は踏切の警報機が鳴っている間に踏切に入り又は入ろう	1 車体の一部が踏切内に入り又は踏切の手前の停止線を超えて停止した場合にも左欄第1項を適用する。 2 踏切の直前で停止した

		<p>とした場合〔立入〕(33)</p> <p>3 前方の車両等の状況により踏切内で停止することとなるおそれがある場合に踏切に入り又は入ろうとしたとき。〔内〕(50)</p>	<p>が、発進後踏切内に車体の一部が入って停止(エンストを含む。)した場合も左欄第3項を適用する。</p>
追越し違反〔追越し〕	危 危	<p>1 車両通行帯の設けられた道路又は道路標識等によって車両通行帯の通行区分を指定されている道路で追越しをする場合に、試験車の通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行せず又は通行しようとしなとき。(20)</p> <p>2 他の車両を追い越そうとする場合に、その左側を通行し又は通行しようとしたとき。(28)</p> <p>3 前車が右折するため、道路の中央又は右側端に寄って通行している場合に、追越しのためその右側を通行し又は通行しようとしたとき。(28)</p> <p>4 追越しをしようとする場合に、反対の方向又は後方からの交通及び前車の前方の交通に注意せず、かつ、前車の速度及び進路並びに道路状況に応じた安全な速度と方法によらないで進行し又は進行しようとしたとき。(28)</p> <p>5 前車が他の自動車を追い越そうとしている場合に、追越しを始め又は始めようとしたとき。(29)</p> <p>6 次に掲げる場所で、他の車両(軽車両を除く。)を追い越すため、進路を変更し又は変更しようとした場合若しくは前車の側方を通過し又は通過しようとした場合(30)</p> <p>(1) 道路標識等により追越しが禁止されている場所</p> <p>(2) 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂。</p> <p>(3) トンネル。ただし、車両通行帯の設けられている場合には適用しない。</p> <p>(4) 交差点及び交差点の手前の側端から前に30メートル以内の部分。ただし、優先道路を通行している場合には適用しない。</p> <p>(5) 踏切又は横断歩道等及びこれらの手前の側端から前に30メートル以内の部分</p>	
割り込み	危 危	<p>法令の規定、警察官の命令若しくは危険を防止するため、停止若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止若しくは徐行している車両等に追いついた場合に、その前方に割り込み若しくは割り込もうとし、又は前方を横切り若しくは横切ろうとしたとき。(32)</p>	
安全運転義務違反〔安全義務〕	危 危	<p>ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び試験車の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転をしようとしなため、試験官がハンドル、ブレーキその他の操作を補助し又は是正措置を指示した場合(70)</p>	
安全運転意識〔安全意識〕	10 -	<p>他の減点細目には該当しないが、他の交通に迷惑を与えたり、危険を及ぼしたりする次のような場合(例示)</p> <p>1 交通の流れの中で、他の車両の走行位置と比較して必要以上に道路の左側端若しくは中央線(車両通行帯のある場合は、その左右の車両通行帯境界線)に寄って継続して通行することにより周囲の車両に不安感を与えるような場合</p> <p>2 交差点等で右折しようとして道路の中央線に寄り停止したときに、車体が中央線に沿わないで斜めに停止した</p>	<p>この細目の適用にあたっては、明らかに他の交通に迷惑を与えたり危険を及ぼしたりした場合に限って適用するものとし、安全に運転しようとする意識が著しく欠けるものを対象とする。</p>

		<p>ため後続車の進行を著しく妨害した場合</p> <p>3 前方道路が渋滞している場合に、道路外の左方から発進しようとしている車両の進路を妨げて停車したとき。</p> <p>4 走行経路を間違えた場合に、交差点手前でブレーキを踏んだため他の車両に迷惑をかけたとき。</p>	
駐 停 車 違 反	20	-	<p>道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げる道路の部分で、停車又は駐車をし若しくは停車又は駐車をしようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(44)</p> <p>1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、軌道敷内、坂の頂上附近、勾配の急な坂又はトンネル</p> <p>2 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分</p> <p>3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分</p> <p>4 安全地帯の左側の部分及びその部分の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分</p> <p>5 バスの停留所又は路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10メートル以内の部分</p> <p>6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分</p>
駐 車 違 反	10	-	<p>1 道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げる道路の部分で駐車し又は駐車しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。(45)</p> <p>(1) 人の乗降、貨物の積卸し、駐車又は自動車の格納若しくは修理のため道路外に設けられた施設又は場所の道路に接する自動車用出入口から3メートル以内の部分</p> <p>(2) 道路工事が行われている当該工事区域の側端から5メートル以内の部分</p> <p>(3) 消防用機械器具の置場等の側端又はこれらの道路に接する出入口から5メートル以内の部分</p> <p>(4) 消火栓等の標識又は消防用防火水槽から5メートル以内の部分</p> <p>(5) 火災報知機から1メートル以内の部分</p> <p>2 右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととなる場所で駐車し又は駐車しようとした場合。ただし、法令の除外規定に該当する場合には適用しない。</p>
通行禁止違反等 〔通行禁止〕	危	-	<p>1 道路標識等により、その通行が禁止されている道路又はその部分を通行し若しくは通行しようとした場合(8)</p> <p>2 道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分において、当該禁止された行為をし若しくはしようとした場合(25/2)</p>